

療養病床の転換に関しこれまでに講じてきた措置

1 平成18年度前半に講じた措置

- ① 診療報酬・介護報酬において医師等の配置が緩和された経過的類型(介護保険移行準備病棟・経過型介護療養型医療施設)を創設(平成18年7月)
- ② 療養病床(病院)が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和(1床当たりの床面積(平成23年度末まで)・廊下幅の基準を緩和)(平成18年7月)
- ③ 介護療養病床から老健施設等への転換に要する費用を助成(平成18年度から)



- 療養病床アンケート調査(平成18年10月実施:回答:5,930医療機関)
- 療養病床の転換意向については、「未定」との回答が30.0%。
 - 療養病床の転換に際しては、様々な障害があるとの意見。



療養病床の転換を促進するため、更なる転換支援措置を実施

2 療養病床の転換を促進するために講じた更なる措置(主なもの)

【施設・設備基準の緩和のための措置】

- ① 療養病床が老健施設等に転換する場合の施設基準を更に緩和(食堂・機能訓練室等)
(平成19年5月)
- ② 医療機関と老健施設が併設する場合の階段、出入口等の共用を認める(平成19年5月)

【転換に伴う費用負担軽減のための措置】

- ① 療養病床整備時の債務の円滑な償還のための融資制度の創設(平成20年度予算案に計上)
- ② 転換のための改修等に係る法人税特別償却制度の創設(平成19年4月)
- ③ 改修等に要する資金に係る(独)福祉医療機構の融資条件の優遇(平成19年4月)

【転換に伴う選択肢の拡大】

- ① 医療法人による有料老人ホーム、一定の高齢者専用賃貸住宅の経営を認める(平成19年4月・5月)
- ② 診療所に併設された有料老人ホーム等の居住者に対する在宅医療の提供を推進する観点から適切な診療報酬の在り方について、平成20年度診療報酬改定に向けて検討。
- ③ 療養病床から転換した老健施設の入所者の医療ニーズに適切に対応できるよう、夜間等の医療処置、看取りへの対応等に対し、コストを反映した評価を行うことについて検討。